

市役所各課へは
代表番号
(☎24・1111)
からお回します



お知らせ

祝日の燃やせるごみ収集

市廃棄物・リサイクル対策課
(☎2428)

3月21日(春分の日)に収集します

資源集団回収報奨金の交付申請を
市廃棄物・リサイクル対策課
(☎2428)

平成17年度後期分(10〜3月分)
の申請を。期日を過ぎると報奨金を
受けられないことがあります。受付
期限は3月31日。受け付けは同課

ごみの焼却禁止・不法投棄防止に
ご協力ください
市廃棄物・リサイクル対策課
(☎20660)

ごみの焼却は法律で禁止されてい
ます(農・林・漁業のためのやむを
得ないものや宗教行事での焼却など
例外として認められるものがありま
す)。市では、ごみの焼却・不法投棄

防止のため、パトロールを実施して
います。

「貸しませず詐欺」にご注意を

市消費生活センター
(☎2591)

大手金融機関などを装って、「お
金を貸します」という内容のはがき
や手紙、携帯メールを送り、保証金
や保険金の名目でお金を請求し、だ
まし取る手口が急増しています。ア
ドバイス「取引関係にないところか
らの勧誘や、融資を受ける前に保証
金・保険金などの請求をしてきたら
ご注意を。変だなと感じたら同セ
ンターにご相談ください。

佐世保駅周辺再開発地区の市有地
を公売します
市役所財産管理課

場所「佐世保駅周辺土地画整理
区域内1区画。公売方法「一般競争
入札(受け付けは3月初旬、入札は
3月28日の予定)。詳しくは、市
役所前や各支所、各行政センターの
掲示板に公告します。

三・四輪⇄軽自動車協会(☎1385)

身体障害者などを対象に軽自動車
税を減免します
市役所資産税課

身体障害者手帳などを所有してい
る人で、一定の要件を満たす場合に
軽自動車税の減免を受けることがで
きます。手続きは4月3日〜5月31
日に同課で

し尿処理施設「クリーンピュア
とどろき」が完成
市環境部施設課(☎2116)



4月1日から供用を開始します。

既存宅地の確認を受けた土地で建
築できる期限にご注意を
市役所都市計画課

市街化調整区域内で既存宅地の確
認を受けた土地では、自己用建築物
であれば、期限までは許可不要で建

国民年金保険料は年度内の納付を
佐世保社会保険事務所
(☎1148)

保険料の未納期間が長くなると、
将来の年金受給権や受給額に影響し
ます。保険料は各年度内に早めの納
付を。納付書を紛失した場合は、社
会保険事務所まで再発行します。
保険料の納付が困難であるときは、
免除制度により納付が免除される場
合があります。社会保険事務所、市
役所戸籍住民課、各支所、各行政セ
ンターのいずれかで手続きを。

4月1日からは新しい国民健康保
険証を使いましょう
市役所戸籍住民課

平成18年度の新しい保険証を3月
下旬に郵送します。4月1日から病
院に行くときは、必ず新しい保険証
(カード)を持参してください。

国民健康保険の夜間・日曜相談
市役所国民健康保険課

●夜間相談「3月16、28日17時15
分〜20時 ●日曜相談「3月26日9
時〜16時」ところは同課。相談内容
は保険料の納付、国保資格など

国保税の納め忘れはありませんか
市役所国民健康保険課

建築できますが、期限を過ぎると建築
できなくなります。土地利用をお考
えの場合は同課にご相談ください
期限は5月17日
市道の照明灯が消えているときな
どはお知らせください
市役所土木部管理課、道路維持課

水道局からのお願い
水道局(☎1151)

●夜間漏水調査にご協力ください
水道管の漏水調査は、わずかな漏
水音を聞き取らなければならな
い。車両の通行量や水道の使用が1
日で最も少ない深夜に実施してい
ます。お騒がせする場合があります
がご理解とご協力をお願いします。
●水道メーターの検針にご協力を
犬の放し飼いをやめ、メーター上
に車や物を置かないようにしてくだ
さい。また、増改築の際は、メー
ターが床下や見えにくい位置になら
ないようご協力ください。

医療費や出産育児一時金、葬祭費な
どに充てられます。本年度の納付月
は3月が最後です。本年度分の保険
料は年度内に納付してください。

3月は国民健康保険第10期分の
納付月です
市役所納税課

納付には、便利な口座振替や納税
組合をご利用ください。
固定資産の縦覧帳簿、課税台帳を
見ることが出来ます
市役所資産税課

縦覧帳簿 期間「4月3日〜5月
31日(土・日曜、祝日を除く) 場所
市役所資産税課、各支所、各行政
センター(支所と行政センターは管
内分だけ) 内容「自己資産以外の
平成18年度の固定資産税の基礎にな
る土地や家屋の評価額。見ることが
できる人「納税者とその同居家族、
納税管理人、代理人(委任状が必要)
課税台帳 期間「4月3日〜来年
3月31日(土・日曜、祝日を除く)
5月31日までは手数料は無料 場
所「市役所資産税課、各支所、各行政
センター 内容「平成18年度の固
定資産税(土地、家屋、償却資産)
の評価額など。見ることが出来る人
「納税義務者とその同居家族(6月
以降は委任状が必要)、納税管理人、
借地・借家人(対象物件だけ、賃貸

スポーツ安全保険にご加入を
市教育委員会スポーツ振興課

5人以上のグループでお申し込み
を。掛け金は年齢、種目で異なりま
す。保険期間「4月1日(4月1日
以降加入の場合は入金日の翌日)〜
来年3月31日
労働相談情報センターのご利用を
佐世保労働相談情報センター
(☎8110)

●職員による労働相談「平日9時
〜17時45分 ●社会保険労務士によ
る相談「水曜(祝日を除く)13時30
分〜15時30分 場所「東北振興局労
政課内 相談無料、秘密厳守

県立佐世保技能会館のご利用を
佐世保技能会館(☎7238)

研修や職業訓練のほか、レクリ
エーション、会議、サークル活動に
利用できます。場所「千代町3の3
不動産の無料相談会
長崎県不動産鑑定士協会
(☎095・822・3471)

不動産鑑定士が不動産の売買や相
続、賃貸借などについて相談に応じ
ます。とき「4月3日10〜16時
ところ「佐世保交通会館4階(栄町)

人権 シリーズ
さまざまな人権 外国人 現在、日本では国際化が進む一方で、外国人
に対する就労差別や入居・入店拒否などさまざまな人権問題が生じていま
す。このような問題を解消していくためには、わたしたち一人一人が自分た
ちと異なる文化を持った人々を認め合う寛容さが重要です。それが、人権を
日本に定着させる第一歩ともなるのです。 お尋ね 市役所人権啓発課